

静岡市議会議員の資産公開について

市議会議員の資産等の公開は、「政治倫理の確立のための静岡市議会議員の資産等の公開に関する条例」に基づき実施しているものです。

1 資産公開の目的

市民の厳粛な信託を受けた静岡市議会議員が、その職務執行の公正と高潔性を明らかにするため、自ら資産等を公開することにより政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発展に資する。

2 報告書等

法令等により、市議会議長への提出が義務付けられている書類は下記の4種類です。なお、報告書は法令等の定め、及び各市議会議員の良識にもとづき作成・提出され、報告書の内容を調査する権限のない議会事務局や市役所の執行機関では、報告書の内容のチェックを行っていません。

(1) 資産等報告書（※任期開始の年に提出）

（提出対象） 今年度は提出されません。

（報告内容） 任期開始の日において有する次の資産等

- ①土地 ②建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権
- ③建物 ④預金等 ⑤有価証券 ⑥自動車等
- ⑦ゴルフ会員権 ⑧貸付金 ⑨借入金

※ 任期開始の日・・・令和3年4月1日

(2) 資産等補充報告書（※任期開始の年の翌年から提出）

（提出対象） 全議員

（報告内容） 令和4年1月1日以降、新たに有することになった資産等で令和4年12月31日現在に有しているもの。

- ①土地 ②建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権
- ③建物 ④預金等 ⑤有価証券 ⑥自動車等
- ⑦ゴルフ会員権 ⑧貸付金 ⑨借入金

(3) 所得等報告書

(提出対象) 全議員

(報告内容) ①前年分の所得に係る総所得金額及び山林所得に係る各種所得の金額

②前年中の受贈財産の課税価格

(4) 関連会社等報告書

(提出対象) 全議員

(報告内容) 毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員等に就いている場合、その会社名等

4 報告書の閲覧

報告書の閲覧は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からできます。当該日が市の休日の場合、翌開庁日が閲覧開始日となります。

(令和5年度の閲覧開始日)

資産等補充報告書 : 令和5年7月3日(月)より

所得等報告書 : 令和5年7月3日(月)より

関連会社等報告書 : 令和5年7月3日(月)より

閲覧場所 : 静岡市役所静岡庁舎新館1階

葵区役所地域総務課内 市政情報コーナー

5 根拠法令等

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律

政治倫理の確立のための静岡市議会議員の資産等の公開に関する条例

政治倫理の確立のための静岡市議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程

静岡市議会議員の資産等の公開に関するお問い合わせは

静岡市議会事務局 調査法制課 (静岡庁舎 本館2階)

電話054-221-1481 (内線81-4452)